

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年8月10日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

### 農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

14番 木下 三智也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 こんにちは。

本日は皆様ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

毎日大変暑い日が続いております。委員の皆様には、体調管理に十分ご注意くださいと思います。また、今年も台風の時期となりました。大きな被害が発生しないよう、祈念しているところでございます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をよろしく申し上げ、挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、審議に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、9番の田上正富委員と10番の東哲治委員を、書記に事務局の吉田由美子参事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案、農地利用最適化推進委員の委嘱についてまでの8件でございます。

議案の修正がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局から説明いたします。

目次の第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請のところの件数が23件となっておりますけれども、取下げのため件数を21件でお願いいたします。

それから、同じく目次、合計の147件とありますが、これを145件でお願いいたします。

それと、4ページです。

第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、17番と18番、取下げのため斜線で消してください。お願いいたします。

以上です。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請21件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告します。

1番は、子へ贈与するための所有権移転の申請です。申請地には米を作付されるとのことです。

2番は、畜産業の農地所有適格法人が経営拡張のための所有権移転の申請です。申請地には、許可後飼料米を作付されるとのことです。

以上2件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま説明がございましたけれども、何かございませんでしょうか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、許可することにいたします。  
続きまして、3番。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

3番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。芝を作付されることでしたが、申請人の耕作要件などの妥当性の判断ができなかったため、継続審議といたしました。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま、3番について地元委員によりご報告がございましたが、3番は継続審議とのことでした。この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、3番は継続審議とすることに決定いたします。  
続きまして、4番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員の田上です。

4番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲及び露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

5番は、耕作の便宜上取得による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を作付されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

6番から8番は関連で、新規就農として所有権移転の申請です。譲受人は、許可後申請地で水稲及び露地野菜を栽培される計画です。譲受人に先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認いたしました。

先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいま、4番から8番について説明がございましたけれども、何かございませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番です。

#### 10番 東哲治委員

10番委員、東です。

9番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、親戚へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

10番は、農地所有適格法人の設立のため、農地使用貸借権設定の申請です。さきの地区委員会で聞き取り調査を実施し、事業計画等の確認を行い、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断しました。許可後はミカンを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、9番、10番、説明がありました。このことについて何かありませんでしょうか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

11番、12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、いどこへ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、ハウレンソウを栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、11番、12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

#### 7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

13番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13、14番は関連で、新規就農による賃借権設定の申請です。借人は許可後、申請地で施設野菜を栽培される計画です。借人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農

の要件を満たしていることを確認いたしました。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

議 長 13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

15番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番から16番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、許可後は水稻、露地野菜を作付される計画です。

以上、報告を終わります。

議 長 15番、16番、説明がありました。  
17番、18番は取下げでございます。  
地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

#### 3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、栗、タケノコ等を作付されており、許可後は栗を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地

法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かありませんでしょうか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

#### 2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

20番について、地区委員会での協議状況について報告いたします。

20番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、建設業の傍ら、水稻、スイカを栽培される兼業農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

以上1件、先日の地区委員会において協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。21番。

#### 11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

21番から23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、子への贈与で所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、ニガウリ等を栽培される専業農家で、許可後申請地には引き続き水稻を作付される予定であります。

22番は、経営拡張のために所有権移転の申請です。譲受人は、造

園業を営む傍ら、トマト等を栽培されている兼業農家で、許可後は苗木を植えられる予定であります。

23番は、後継者への経営移譲をされている農地について、使用貸借の期間満了に伴い再設定される申請であります。借受人は、会社勤めの傍ら、水稻、キャベツ等を栽培されており、許可後も水稻、キャベツ等を作付される予定です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、21番から23番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請です。1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

#### 4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

令和3年3月に許可を受けられた農地法第5条許可の転用目的を変更するための事業計画変更承認申請です。変更内容は、当初の転用目的である「建売住宅」を今般の住宅デザインや家族構成を踏まえた間取りなどのニーズの多様化により、自社以外のハウスメーカーでの建築の要望が増えたことから、事業計画を見直し、「建築条件付売買予定地」へ変更したいとして申請されたものです。今回の変更による転用事業者の変更はなく、また、土地利用計画については、当初計画していた住宅建築を行わないほかは、区画の数や位置、新設道路の設置場所などに変更はありません。「建築条件付売買予定地」につきましては、平成31年3月、国の通知により、原則許可できない宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして、取り扱うこととされております。ただし、許可を受けようとする場合は、一定の要件を満たす必要があります。その要件となる事項を申請書に記載しなければなりません。



そのようなことで、今回の申請にあたっては、その要件について全ての事項が申請書に記載されております。また、必要書類として、転用事業者と土地購入者との売買契約書案が添付されております。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、変更後においても事業の確実性が認められること、変更によって周辺の農地に影響を及ぼすことがないこと、また、変更後においても転用許可基準を満たしているものと判断されることから、今回の事業計画変更については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、1番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請5件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、共同住宅を建設する転用許可申請です。申請地は、農振農用地以外の農地で市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、南側市道に上下水道管2管が埋設され、500m以内に2つの医療施設のある農地で、第3種農地と判断されます。代替地の検討はされております。土地利用計画は、共同住宅3階建て3棟と駐車場を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。工期は令和4年3月25日までの予定で、許可後速やかに着手されるとのことでした。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、貸資材置場及び貸車両置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請人が土地を整地のうえ、申請地近隣で土木建築業を営む法人へ貸し出され、転用面積2,295㎡に山砂、砂利、建設資材等の土木建築用資材置場及び大型車両9台、普通車両3台分の車両置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年10月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、3番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

3番から4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内ある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住しております。また代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に本人が経営する造園業で使用する庭石や敷石、石柱などの資材置場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等、問題ありません。なお、無断で転用していたことに対し、深く反省している旨の始末書が提出されています。

4番は、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種のうちは原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地4,639㎡のうち、1,566㎡に本人が経営する造園業の庭石や敷石、砂、砂利の資材置場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、無断で転用していたことに対し、深く反省している旨の始末書が提出されています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

5番は、食料品などの加工、販売業等を営む法人が貸農業用倉庫へ転用する申請です。農地区分が「農用地区内にある農地」であり、原則不許可ですが、今回の申請は、農振法第8条第4項に規定する「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、一部転用の農地1筆を含む申請地3筆、合計601㎡をグループ会社である農地所有適格法人へ貸し付けられるもので、利用内容としては、当該法人が近隣の農地で収穫したブドウ等の保管用倉庫及び農業用機械倉庫として利用されるということです。

なお、現地には既に倉庫が建設されており、申請に当たっては顛末書が提出されております。顛末書によりますと、既存の倉庫について、前土地所有者が平成9年頃に建築したもので、令和元年11月に今回の申請者である法人がこの土地を取得されております。しかしながら、昨年、この土地が農用地区内の農地であり、農地転用についても当時の所有者が許可を得ないまま倉庫を建築したことが判明したため、今年1月、農用地域の用途区分の変更承認を得られ、今回、平成9年当時から違反状態を解消すべく、申請に至られたということです。既に転用済みの状態ですが、面積601㎡につきましては、既存の倉庫2棟及び駐車スペース、通路として利用されるもので、妥当な面積と判断いたします。また、申請地の周囲は果樹園ですが、事業の目的、規模などから、周辺の営農に支障を及ぼす恐れはないものと思われま

す。以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、許可基準を満たすものと判断し、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請34件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、転用者はバイクの販売業を営む個人で、資材置場のための転用申請です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替地の検討もされており、また、開発許可は必要ありません。土地利用計画は、バイク、機材、パーツ等の資材置き場で、転用面積は626㎡の計画で転用面積としては適正なものと判断しております。資力、信用等、転用行為の確実性は認められ、給排水計画も問題ありません。また、周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれはございません。工期は令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、加工業、土木業を営む法人が所有権を移転し、共同住宅を建設する転用許可申請です。申請地は、農業公共投資の対象となって

いない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替地の検討はされております。土地利用計画は、軽量鉄骨造2階建て共同住宅2棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は令和4年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されるということです。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性が低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積439㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

4番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積316㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地

への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年5月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、3番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

5番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、祖母と孫間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積257㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地については、平成5年に「個人住宅」として農地転用許可及び開発許可を得られておりましたが、住宅は建築されておらず、今後二度とこのようなことがないようにする旨の始末書が添付されております。なお、開発許可については、許可済みであるとして、不要になっております。工事期間は令和4年2月15日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、祖母と孫間の使用貸借権設定による公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積69㎡に公衆用道路の計画で、転用面

積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に公衆用道路として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付されております。

7番から9番は関連で、所有権移転による販売用車両置場への転用許可申請です。農地区分は、7番、8番については、市街地化の傾向の著しい区域内で、下水道管及びガス管の通った沿道の区域、かつ500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地、9番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するものであって、総事業面積に占める当該第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積3,207㎡に普通車両56台、大型車両14台分の車両置場及び通路、作業スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、提出書類不備のため継続審議としております。

11番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積1,022㎡に建売住宅、木造2階建て4棟、道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年12月25日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

12番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積443.57㎡、転用面積237㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適



正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

13番は、所有権移転による農漁業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。譲受人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積644㎡に網、いかりなどの漁業用資材と田植機、トラクターなどの農業機械置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に資材置場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上9件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

- 議長 ありがとうございます。
- 5番から13番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
- なお、7番から9番までについては、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
- 10番については、継続審議とすることに決定いたします。
- 続きまして、14番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

14番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積363㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに工事に着手されることを確認致しております。

15番につきましては、所有権移転によるグループホームへの転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積1,180㎡にグループホーム、木造平屋建て1棟、駐車場13台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに工事に着手されることを確認致しております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま、14番、15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

5 番 木村憲正委員

5 番委員、木村です。

16 番から 20 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16 番は、農地を所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha 未満の広がりのない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、個人住宅 1 棟、建築面積 66.76㎡を建築される計画で、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と事前審査申出書の回答も提出されております。工事計画は令和 4 年 3 月 31 日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

17 番は、農地を所有権移転し、資材置場へ転用される申請です。農地区分は、10ha 未満の広がりのない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、譲受人が営む建設業の事業拡張に伴う資材置場として整備される計画で、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題はございません。工事計画は令和 4 年 3 月 31 日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

18 番と 19 番は関連で、飲食店の経営などを営む法人が賃貸借権設定し、店舗（ドライブイン）建築の転用許可申請です。農地区分は、10ha 以上の広がりのある一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、集落内に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に店舗（ドライブイン）1 棟、建築面積 197.38㎡、駐車場 25 台分を整備される計画で、転用面積としては適当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と事前審査申出書の回答も提出されています。工事期間は令和 4 年 3 月 31 日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

20 番は、農地を所有権移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha 未満の広がりのない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、

譲受人が営む建設業の事業拡張に伴う資材置場として整備される計画で、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は適当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま、16番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

### 3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

21番から28番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

21番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟、144.04㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和4年1月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

22番は、建築工事業を営む法人が農地を所有権移転し、賃貸住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅6棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、

隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和4年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、無断で転用していたことに対し、深く反省し、始末書が提出されております。

23番は、贈与による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟、137.18㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和4年2月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

24番は、自動車の販売、レンタル・リース業を営む法人が農地を所有権移転し、駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地にレンタカー186台分の駐車場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。工事期間は令和4年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

25番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積、439.46㎡に木造平屋建て住宅1棟105.78㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和4年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

26番は、所有権移転による道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金

計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和4年1月31日までの予定で、許可後速やかに着手をされることを確認しております。

27番は、所有権移転による太陽光発電設備への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地981㎡に太陽光パネル192枚、発電能力71.04kWを設置する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、経済産業省の認定書、九州電力の負担金のお知らせなどの必要書類もそろっており、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和3年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

28番は、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,426.92㎡に本人が経営する建設業の鋼管置場、鋼製パネル置場、重機置場、作業場を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和3年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

以上8件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 大変ありがとうございます。

21番から28番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、24番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、29番。

2 番 小佐井亮祐委員

2 番委員、小佐井です。

29 番、30 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

29 番は、農家住宅建築のため、祖父から孫へ使用貸借権を設定される申請です。農地区分は、10ha 以上の一団の区域内にある農地で「第1種農地」と判断されますが、今回の申請は集落に接続して住宅を設置するものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画といたしましては、申請地499㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積として適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、確実に事業が行われるものと判断いたします。また、周囲の状況から、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工期は、許可日から令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

30 番は、建築業を営む個人が使用貸借権設定により資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地1筆1,812㎡のうち750㎡を型枠材や砕石などの建設資材置場及び車両回転スペースとして利用される計画であり、転用面積として適正なものと判断いたします。工事は自社施工で、排水計画等にも問題はなく、確実に事業が行われるものと判断いたします。また、周囲の状況から、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工期は、許可日から令和3年9月15日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、29番、30番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、31番。

#### 4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

31番から34番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

31番は、所有権移転し、郵便局舎へ転用する申請です。農地区分は、集落内に点在する生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断され、代替地の検討もなされております。今回の申請については、県道植木山鹿線の道路改良工事に伴い、既存の郵便局舎が解体されることとなったため、集落内開発制度指定区域内で交通アクセスのよい申請地に局舎を移転されるものです。土地利用計画につきましては、申請地3筆、合わせて342㎡に局舎1棟の建築のほか、来客用駐車場5台分を設置される計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。工事の期間は、許可日から令和4年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

32番は、所有権移転による個人住宅への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、「第1種農地」と判断されます。第1種農地については原則不許可ですが、今回の申請は、集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、申請地417㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。工事の期間は、許可日から令和4年9月1日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

33番も所有権移転による個人住宅への転用申請で、申請地は32番の隣接地です。農地区分も32番と同じく10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、「第1種農地」と判断されますが、集落に接続して住宅を設置されるものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、申請地365㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。工事の期間は、許可日から令和4年9月1日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

34番は、管工事業を営む法人が所有権移転し、工場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地と判断されますが、今回の申請は、既存施設の拡張であり、拡張部分が既存施設の面積の2分の1を超えないものであることから、



不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、申請地771㎡に既存の工場で作成した製品の組立て、検査を行う工場1棟、約320㎡のほか、プレハブ造りの設計室、休憩室などを1棟ずつ設置される計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。工事の期間は令和4年12月20までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

なお、31番から34番につきましては、集落内開発制度指定区域内に位置しており、転用許可に合わせて、開発許可が必要となりますが、いずれも開発行為事前審査回答済みです。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準及び一般基準に照らし協議した結果、転用の確実性が認められ、併せて周辺農家の営農への支障がないものと思われることから、4件ともに許可基準を満たしているものと判断され、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、31番から34番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明をいたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5号）についてご説明をいたします。

初めに、所有権移転ですが、明細の19ページの1番から22ページの11番までの合計11件で、1番から9番までの9件が公社からの売渡し、10番と11番の2件が公社による買取り、相対による売買は今回ございませんでした。面積は、11件合わせまして、田の1万7,579㎡、畑の2,254㎡の、合計が1万9,833㎡で、売買の価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規の設定分です。明細22ページの12番から26ページの23番までの合計が12件で、契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が6件で、面積は12件合わせまして、田の

2万2, 556㎡、畑の9, 645㎡の、合計が3万2, 201㎡です。権利の種類といたしましては賃借権及び使用貸借権、利用内容は、施設野菜、果樹、水稻、苗木、花卉です。

次に、再設定分です。明細の26ページの24番から28ページの29番までの合計が6件で、契約期間別では、6年未満が4件、10年以上が2件で、面積は6件合わせまして、田の2万5, 210.95㎡、畑がありませんでしたので、合計がそのまま2万5, 210.95㎡です。権利の種類が賃借権及び使用貸借権、利用内容は、施設野菜、水稻、麦となっております。

続きまして、第6号議案です。

29ページをご覧ください。

こちらは、農地の中間管理機構との貸借の新規設定分となります。明細の30ページの1番から60ページの52番までで、契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が49件で、面積は52件合わせまして、田の22万2, 124㎡、畑の1万5, 575㎡の、合計が23万7, 699㎡です。権利の種類が賃借権及び使用貸借権、利用内容が、水稻、畑作物を予定されております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願い出人は、対象農地8筆を願い出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、願い出人自らが引き続き農業経営を行っており、証明することに何ら問題がないとのことでした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
次に、2番です。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番、3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人はタマネギ、ハウレンソウ等を作付されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

3番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人はタマネギ、ハウレンソウ等を作付されている兼業農家で、対象農地7筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いた

します。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、追加議案、農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。  
この件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　それでは、追加議案についてご説明いたします。

農地利用最適化推進委員の委嘱について、こちらの資料をお願いいたします。

1名欠員となっておりました南区城南町豊田区域の農地利用最適化推進委員の候補者を記載しております。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会が委嘱することになっております。7月1日から30日までの約1か月間、推進委員の公募を行い、その結果、募集定数1名に対し1名の推薦応募があり、本日、農地利用最適化推進委員選考委員会が開催され、推進委員の候補者として選考されました。

説明は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より説明がございましたが、この候補者を豊田区域の農地利用最適化推進委員として、本日、令和3年8月10日付けで委嘱してよろしいか、お諮りいたします。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということですので、原案のとおり委嘱することと決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から11番までの合計137件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。  
それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、  
字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定  
により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。  
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを  
議長に委任することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。  
それでは、これにて閉会いたします。

閉会 午後4時25分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年8月10日

議長 福原 幸一

署名委員 田上 正富

署名委員 東 哲治

書記 吉田 由美子